

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

既に総合支援資金の再貸付まで終了するなどにより、特例貸付を利用できないものの、依然として生活に困窮している方々の生活再建を支援するため、対象となる世帯に対して新たな支援金を支給します。

1 支給対象世帯

以下の①～⑥の全てに該当する場合のみ対象です。

①	総合支援資金（再貸付）まで終了していること ※再貸付を申請したが不承認だった場合及び自立相談支援機関の支援が得られず再貸付を申請できなかった場合も含まれます。	<input type="checkbox"/>
②	世帯の収入月額・金融資産の合計が一定の基準以下（申請日時点） ・基準については「収入・資産基準一覧」によりご確認ください。 ・金融資産は預貯金及び現金を指し、不動産や株式、生命保険は含みません。 ・新型コロナウイルス感染症対応としての臨時的な給付金は収入・金融資産に含みません。	<input type="checkbox"/>
③	今後の生活の自立に向け、下記のいずれかの活動を行うこと ・ハローワークに求職申込みをし、以下の求職活動を行うこと 1. 月1回以上、自立相談支援機関の面談等の支援を受ける 2. 月2回以上、ハローワークで職業相談等を受ける 3. 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける ・就労による自立が困難である場合は、生活保護の申請を行うこと	<input type="checkbox"/>
④	申請者が世帯の生計を主として維持していること	<input type="checkbox"/>
⑤	生活保護や職業訓練受講給付金を受給していないこと	<input type="checkbox"/>
⑥	偽りその他不正な手段により再貸付の申請をしていたり、暴力団員ではないこと	<input type="checkbox"/>

2 支給額・支給期間

※住居確保給付金との併給が可能です

世帯員数	月額の支給額	支給期間
単身世帯	6万円	3か月間
2人世帯	8万円	
3人以上世帯	10万円	

支給対象世帯の方は裏面に申請方法を記載しています。必ずご確認ください。

3 支給のための手続き

お住いの町村ごとの申請窓口へ申請が必要です。別紙「申請窓口一覧」に記載の申請窓口にて下記「申請書に必要な書類」を提出してください。

申請期限：令和3年11月 末まで

提出された書類を審査し、支給が決定された場合には、その後から3か月間支援金が支給されますが、毎月、求職活動に関する報告が必要です。

4 申請に必要な書類

以下の①～⑦の全ての書類を提出してください。

①	支給申請書（様式 1-1）及び申請時確認書（1-2） 同封されている様式をお使いください。	<input type="checkbox"/>
②	住民票の写し（発行から3月以内、マイナンバーがないもの）	<input type="checkbox"/>
③	再貸付終了等の確認書類の写し 同封されている北海道社会福祉協議会から送付された再貸付状況がわかる書類の写しと再貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写しの両方	<input type="checkbox"/>
④	収入関係書類 世帯員の中で収入がある方（未成年かつ就学中の子を除く）全員について申請時の属する月の収入が確認できる書類の写し（給与明細、営業収支、雇用保険受給資格証明書、年金や児童扶養手当等がわかる通帳の写しなど。）	<input type="checkbox"/>
⑤	金融資産関係書類 （申請時点の預貯金残高がわかるページの写し） 支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する方が申請時点で保有している全ての金融機関の通帳等（WEB通帳の場合はその画面）の写し又は残高証明等	<input type="checkbox"/>
⑥	求職活動関係書類 以下のいずれか1つを提出 ○公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し ○生活保護を申請中である場合は、保護申請書の写し（町村にお住いの方は振興局にて用意しますので、保護申請中である旨、任意の用紙に記入してください）	<input type="checkbox"/>
⑦	振込先口座関係書類 支援金の振込先口座の通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる部分）	<input type="checkbox"/>

※現在、住居確保給付金を受給中の場合は、住居確保給付金の支給決定書の写しを提出することで、②、④、⑤の書類の提出を省略することができます。



北海道

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課